

答申(個)第21号

平成26年(2014年)12月8日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会

会長 常本照樹

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成26年7月28日付け札幌道第7020号及び同日付け札幌維第299号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った個人情報非開示決定処分(平成26年3月20日付け札幌道第7228号及び同日付け札幌維第1520号)に対する異議申立て

諮問(個)第23号

第24号

答 申

第1 審査会の結論

〇〇で起きた異議申立人の自転車事故（以下「本件事故」という。）に関する書類の開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った文書不存在による非開示決定処分は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成26年3月6日付けで札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、本件請求を行った。

2 非開示決定

諮問庁は、本件請求に対し、建設局総務部道路管理課が保有する公文書に記録されている請求対象個人情報について、文書不存在を理由として非開示決定処分（以下「原決定1」という。）を、東区土木部維持管理課が保有する公文書に記録されている請求対象個人情報について、文書不存在を理由として非開示決定処分（以下「原決定2」という。）を行い、同月20日付け札建道第7228号及び同日付け札東維第1520号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った原決定1及び原決定2を不服として、同年5月27日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立て（以下、原決定1に対するものを「本件申立て1」、原決定2に対するものを「本件申立て2」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨**1 異議申立ての趣旨**

諮問庁が行った原決定1及び原決定2を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりであり、以下の理由により原決定1及び原決定2は違法不当であるというものである。

(1) 原決定1について

ア 市に本件請求対象個人情報は存在するはずである。

イ 8年前に〇〇発行の交通事故証明書を提出したが、本件事故の受付はされず、道路の欠陥は放置された。市は、交通事故証明書が存在していないことの説明を

- 含め、本件請求対象個人情報の開示をしない理由を回答しなければならない。
- ウ 市は、同僚をかばいあっている者たちへの責任追及を考えなければならない。
- (2) 原決定2について
- ア 市に本件請求対象個人情報は存在するはずである。
- イ 8年前に〇〇発行の交通事故証明書を提出したが、本件事故の受付はされず、道路の欠陥は放置された。市は、交通事故証明書が存在していないことの説明を含め、本件請求対象個人情報の開示をしない理由を回答しなければならない。
- ウ 市は、同僚をかばいあっている者たちへの責任追及を考えなければならない。
- エ 市は、説明責任を果たし、本件事故により生じた損害を賠償しなければならない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件申立て1及び本件申立て2の対象となる個人情報について

本件申立て1及び本件申立て2の対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、本件請求に対し非開示とされた次の個人情報である。

「〇〇で起きた異議申立人の自転車事故に関する書類」

2 原決定1及び原決定2の理由

異議申立人より本件事故に関する書類を受け付けた記録がなく、本件請求対象個人情報が記録された公文書を保有していないため。

3 原決定1及び原決定2を維持する理由

- (1) 本件対象個人情報が記録された公文書が存在しないことは事実である。
- (2) 本件対象個人情報の開示をしない理由は、本件対象個人情報が存在しないためである。
- (3) 責任追及や事故により生じた損害の賠償を求める主張については、原決定1及び原決定2の違法性又は不当性の判断とは明らかに無関係なものである。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る非開示決定の妥当性について検討する。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、本件請求に対して非開示とされた次の個人情報であると認め

られる。

「〇〇で起きた異議申立人の自転車事故に関する書類」

3 本件対象個人情報 の 存否

(1) 道路管理の瑕疵により発生した事故の申出があった場合に作成・取得した文書について

諮問庁は、道路管理の瑕疵により発生した事故の申出があった場合、「道路の設置又は管理の瑕疵に基づく事故の取扱要領（昭和51年2月10日建設局長決裁）」に基づき当該事故の処理を行っており、道路管理の瑕疵により発生した事故の申出人から損害賠償の申出があった場合は、損害内容を記載した通知書、交通事故証明書及び損害額を証明する書面等必要な書面（以下「関係書類」という。）を申出人に提出させるものとしている。また、諮問庁は、申出人等から事故の状況を聴取した上で、事故報告書を作成している。

申出人から提出された関係書類及び諮問庁が作成した事故報告書は、事故の申出があった道路を管理する区の土木部維持管理課が保管し、特に人身事故の場合は、人身事故の処理を担当する建設局総務部道路管理課に引き継がれるため、建設局総務部道路管理課においても保管している。なお、当該書類の保存年限は10年とされている。

一方、諮問庁は、損害賠償の申出のみがなされ、関係書類の提出がなく、損害賠償責任の有無を判断できない場合は、事故と損害の関係を客観的に証明することができる書類の提出を求めるとしており、関係書類の提出によって損害賠償の申出を正式に受け付けている。

(2) 本件請求の場合

諮問庁の説明によると、東区土木部維持管理課は、異議申立人からの本件事故に対する損害賠償の申出に対し、事故と損害の関係を客観的に証明することができる書類として、交通事故証明書、診断書及びその他事故の発生場所を特定できる書類を提出してもらう必要がある旨を説明しているとのことであり、また、当該説明の後、本件請求に至るまで、異議申立人からこれらの関係書類が提出された事実はないため、本件事故を受け付けた記録がなく、本件対象個人情報は存在していないとのことである。

この点について、諮問庁の説明を縷々聴取したが、その説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、その他本件対象個人情報が存在すると認めるに足る事情もない。

4 その他

異議申立人は、諮問庁の対応や本件事故による損害の賠償等について種々主張をしているが、これらは本件請求に係る開示・非開示の判断に直接関係しない主張であり、当審査会で判断する事柄ではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

次表のとおり

年 月 日	審 査 経 過
平成26年 7月28日	諮問書及び諮問庁の非開示決定理由説明書を受理
平成26年 8月 1日	異議申立人に諮問庁の非開示決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成26年10月14日 (第133回審査会)	審議 (事案の経過・概要等)
平成26年11月11日 (第134回審査会)	異議申立人からの意見聴取及び諮問庁からの事情聴取
平成26年11月25日 (第135回審査会)	審議
平成26年12月 8日	答申